

前期の審議のまとめにおける「検討の整理」の再編例（案）

※ 赤字は変更点等

ローマ字のつづり方に関しては、これまでの審議において、以下に示すとおり、表記の方法、留意点等を整理したところであり、今後、取りまとめに向けて検討を深めることとする。なお、「〔例〕」には、該当する語の例を漢字・仮名、ローマ字の順に示した。

1 改定しようとするローマ字のつづり方（案）（以下「本つづり方」という。）は、現行の内閣告示（昭和 29 年内閣告示第 1 号）と同様の構成（「前書き」、「本表」及び「添え書き」による。）とする。

2 本つづり方は、一般の社会生活において、現代の国語をローマ字で書き表す場合のよりどころを示したもので、具体的には、本表及び以下に示すとおりである。

【→ 前書き】

3 はねる音（撥音）「ン」は、例に示すように n と書く。

〔例〕 あんまん anman 乾杯 kanpai 銀座 Ginza 新聞 shinbun

【→ 添え書き】

4 つまる音（促音）「ッ」は、例に示すように子音字を重ねて表す。子音字が 2 文字の場合は最初の字（sh の s、ch の c 等）を重ねる。

〔例〕 雑誌 zasshi 鉄板 teppan 日直 nicchoku

【→ 添え書き】

5 長音で発音される語は、例の(1)に示すように、母音字の上に符号（「^ˉ」）を付けて表す（必要な場合には「^ˆ」を用いても差し支えない。）ほか、(2)に示すように、母音字を並べてもよい。母音字を並べて書くときには、現代仮名遣いと同様のつづり方を用いる。

なお、(1)において < > 【^ˉ】から変更】に入れて示したようなもの（イ列長音で発音される語、エ列長音で発音される語のうちエ列の仮名に「い」を添えて書くもの）については、(2)に掲げた表記を用いるのが一般的である。

〔例〕

	長音で発音される 語の例	(1)符号を付けて 表す場合	(2)母音字を並べて 書く場合
ア列	母(かあ)さん まあ	kāsan mā	kaasan maa
イ列	かわいい	<kawai ^ˉ >	kawai

	しいたけ 兄(にい)さん	〈shītake〉 〈nīsan〉	shiitake niisan
ウ列	十五夜(じゅうごや) 風流(ふうりゅう)	jūgoya fūryū	juugoya fuuryuu
エ列	ええ 姉(ねえ)さん やじろべえ 庭園(ていえん) 時計台(とけいだい) 平成(へいせい)	ē nēsan yajirobē 〈tēen〉 〈tokēdai〉 〈Hēsē〉	ee neesan yajirobee teien tokeidai Heisei
オ列	おかみ ほおずき 東北(とうほく) 房総(ぼうそう) 大峠(おおとうげ) 凍り豆腐(こおりどうふ)	ōkami hōzuki Tōhoku Bōsō Ōtōge kōridōfu	ookami hoozuki Touhoku Bousou Ootouge kooridoufu

【→ 添え書き】

- 6 はねる音を表すnと次の母音字又はyとを切り離したり、母音字が連続するときに長音であるかどうかを示したりする必要がある場合など、音の切れ目を示すためには、例に示すように「'」を用いる。

〔例〕 単位 tan'i 船員 sen'in
園遊会 en'yūkai/en'yuukai 問屋 ton'ya
大伯(叔)父 oo'oji (ōoji) 小唄 ko'uta

【→ 添え書き】

- 7 外来語にのみ用いられる音や地域に特有の音等については、ここでは対象としない。

【→ 前書き】

- 8 固有名詞は、語頭を大文字で書く。

【→ 添え書き】

- 9 複数の語等によって構成される語を分けて書く場合には、例に示すように「-」を用いることができる。

〔例〕 九谷焼 Kutani-yaki 訓読み kun-yomi
市役所前 Shiyakusho-mae 【sを大文字に変更】

【→ 添え書き】

10 ローマ字によって文を書くときには、次に示すような点に留意する。

- ・書き始めの語頭は大文字で書く。
- ・区切り符号には、コンマ（「,」）とピリオド（「.」）を用いる。
- ・助詞の「～は」、「～へ」、「～を」は、それぞれ「～wa」、「～e」、「～o」と書く。

【→ 添え書き】

11 下記の中欄の例に示すような外国語に基づいて国際的に通用している表記その他のこれまで各分野で定着してきた表記については、現状に混乱を来したり、不要な経済的負担を生じたりすることのないよう、直ちに表記の変更を求めるものではなく、当該表記の所管部署等において、本つづり方や対外関係等これまでの慣行を踏まえ適切に対応するものとする。また、個人の姓名、団体名等を書き表す場合については、当事者の意思を尊重するよう配慮することとする。なお、下記の右欄には本つづり方による表記を併せて示した。

↓ 【これまでの内閣告示を踏まえ修正】

この「ローマ字のつづり方」は、現状に混乱を来すことのないよう、外国語に基づいて国際的に通用している表記など、例に示すような各分野で用いることのある表記にまで直ちに及ぼそうとするものではない。ただし、それぞれにおいて改めて表記の在り方を検討するような場合には、従来の慣行を踏まえつつ、このつづり方を参考として適切に対応することが望ましい。

〔例〕

語 例	各分野で用いることのある表記 【「慣用による表記の例」から変更】	このつづり方による表記
円	yen	en
柔道	judo	jūdō/juudou
東京	Tokyo	Tōkyō/Toukyou
大田原	Ohtawara	Ōtawara/Ootawara
新橋	Shimbashi	Shinbashi
欄間	ramma	ranma 【「さんま」から変更】
天ぷら	tempura	tenpura
抹茶	matcha	maccha

【別項として独立】

個人の姓名、団体名等の書き表し方については、当事者の意思を尊重するよう配慮するものとする。

【→ 添え書き】

※ 現行内閣告示を改定しようとする際には、国語施策に係るこれまでの内閣告示における通例を踏まえ、規定することとする。